

消費者庁における SDGs の取組について

消費者庁 消費者教育推進課 岩崎 友香

はじめに～持続可能な開発目標（SDGs）の推進と消費者政策

2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す、2030年までの国際目標です。SDGsでは、17の持続可能な開発目標を達成することにより、途上国のみならず先進国も実施に取り組むものになっています。日本では国内外の取り組みを府省横断的に総括し、優先課題を特定した上で「SDGs実施指針」を策定するとともに、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部を設置しました。

消費者庁では、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者基本計画に基づき、様々な施策を推進しています。

<消費者基本計画における主な施策>

①消費者の安全の確保（関連する SDGs：3,12）

事故の未然防止、発生時の拡大防止など消費者の安全の確保に向けて、消費者事故の情報収集・公表や消費者への注意喚起に取り組んでいます。

②表示の充実と信頼の確保（関連する SDGs：3,12）

景品表示法の普及啓発・厳正な運用、食品表示により適正な情報提供・関係法令の厳正な運用などに取り組んでいます。

③適正な取引の実現（関連する SDGs：10,16）

高齢化、情報化の進展など消費者を取り巻く環境

の変化を踏まえ、取引の適正化に向けた対応を図っています。

④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成（関連する SDGs：1,4,8,10,12,14,15,16,17）

エシカル消費の普及啓発を始め、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進を図るとともに、食品ロスの削減、消費者志向経営の推進などに取り組んでいます。

⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備（関連する SDGs：10,16,17）

消費者の被害救済のための体制の充実を図るとともに、高度情報通信社会やグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進を図っています。

⑥国や地方の消費者行政の体制整備（関連する SDGs：1,3,4,10,16,17）

消費者庁が消費者行政の司令塔の役割を果たすとともに、どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制整備や高齢者等の見守りネットワークの構築に取り組んでいます。

その中でも、当課の所掌業務である、「消費者教育の推進」と「食品ロスの削減」、「エシカル消費」の3テーマに係る取組について紹介いたします。

1. 消費者教育の推進

2004年の消費者保護基本法から消費者基本法への改正により、消費者教育を受けることは、「消費者の権利」の一つとして掲げられ、2012年には、消費者教育推進法が成立し、施行されました。

消費者教育推進法は、消費者教育について、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）」としています。

消費者教育推進法第9条の規定に基づき策定した「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（2013年6月閣議決定、2018年3月変更。）では、「自立した消費者」について、「被害に遭わない消費者であること」、「合理的意思決定のできる消費者である

図1 SDGs ロゴ



こと」、これに加えて、「社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者であること」としています。つまり、消費者は、自らも消費生活に関する知識の取得・情報収集等に努め、自身で合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処する能力を身に付けることが重要であり、さらに、社会の発展と改善に積極的に参加することが期待されています。

このため、消費者教育が体系的・総合的に推進され、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受ける機会が提供されるよう、国では、消費者教育推進法に基づき設置された消費者教育推進会議での議論を踏まえ、具体的な施策を検討し、実施しています。また、地方公共団体は、地域特性に応じた消費者教育の取組を推進し、消費者団体、事業者、事業者団体等の様々な主体も、消費者教育の担い手にとっての指針である基本方針を踏まえ、様々な取組を進めてきました。

2022年4月の成年年齢の18歳への引下げを見据えた、若年者への消費者教育が喫緊の課題となっており、その充実・強化のため、2018年度から2020年度までの3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定しました。消費者庁では、「社会への扉」等の消費者教育教材の活用による実践的な授業を推進しており、2019年度は、全国の高校等の67%で活用されています。引き続き、関係省庁と緊密に連携して取り組んでいくこととしています。

2. 食品ロス

日本では、スーパーマーケットやコンビニエンス

ストア等の小売店舗や外食店舗が普及し、食品を容易に手に入れられる環境にある一方で、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、売れ残りや食べ残し等の理由で、本来食べられる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）が発生しています。

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生します。主に、生産段階、製造段階では、規格外品や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール」を始めとする商慣習等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎが食品ロスの発生の背景となっています。

地球規模で食品ロスに関する意識が高まる中、2015年に国際連合総会において持続可能な開発のための2030アジェンダ（Sustainable Development Goals (SDGs)）が採択され、目標12の中で、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことが、国際的な共通の目標として明確に示されました。

2019年5月には、食品ロスの削減の推進に関する法律（2019年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という）が議員立法として全会一致で成立し、同年10月1日に施行されました。同法では、「食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を国民運動として総合的に推進することを目的」としています（同法第1条）。

政府は、2020年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減基本方針」という）を定め、地方公共団体は、食品ロス削減基本方針を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

食品ロスの削減を国民運動として総合的に推進していくためには、国民の理解が不可欠です。消費者庁「消費者意識基本調査」（2019年度）で食品ロス問題について知っているか聞いたところ、全年齢層では88.1%が「知っている」（「よく知っている」＋「ある程度知っている」）と回答していますが、若年層の認知度が他の年齢層と比べると低くなっていま

図2 社会への扉



図3 食品ロスゼロ



す。同法において、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、毎年10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定められました。

食品のライフサイクルの後半に当たる家庭での消費段階においては、食品ロスの発生要因は多岐にわたるため、それぞれの要因に合った様々な対策が考えられます。同時に、消費者一人ひとりの意識と行動に委ねられている部分もあるため、食品ロスを削減していくためには、各々の消費者が、日常生活の中で食品ロスが社会的な課題であることを適切に理解・把握し、食材や保存、調理に関する日常生活の知識を始めとした食品ロスの削減のための知識を身に付け、実際に行動に移すことが大切であるといえます。

家庭においては、買ったたりもらったりした食品が使い切れなかった場合や、保存している間に賞味期限・消費期限が切れてしまった場合等に食品ロスが発生します。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」が最も多く、次いで「直接廃棄」、「過剰除去」となっています。

また、消費者庁が行った実証調査によれば、家庭で捨てられやすい食品は、「主食（ご飯、パン、麺類）」、「野菜」、「副菜」の順に多く、捨ててしまう理由は、「食べ残した」、「傷んでいた」、「賞味期限切れ」、「消費期限切れ」の順に多いことが分かりました（いずれも飲料を除く場合）。

これらの家庭で発生する食品ロスを減らしていくためには、それぞれの生活スタイルに合った方法で、行動に移していくことが大切です。

家庭で食品を調理する際に、調理の仕方が分からなかったり、そもそも食べることができることを知らなかったりすることで、工夫によっては食べることができる食材の部分（野菜の皮や葉、茎等）が、捨てられてしまうことがあります。このような場合、食材や調理方法についての正しい知識があれ

図4 消費者庁のキッチン（クックパッド）



ば、無駄なくおいしく食材を使い切ることができま

す。また、食材や料理を余らせて、そのまま食べないで捨ててしまうこともあります。余ってしまった食材や料理を使って再度調理（リメイク）するなど、少しの工夫によって、これまで捨てられていた食材や料理を捨てることなく有効活用することができます。

日本には、2013年にユネスコ無形文化遺産に登録された、日本人の伝統的な食文化である「和食」の文化があり、多様で新鮮な食材の持ち味を生かし、食材を余すことなく使い、具材の変化によって季節の移り変わりを味わう食文化が根付いています。例えば、味噌汁や鍋ものには、様々な食材を入れることができ、余った食材を入れて食べることで、家庭で食材をおいしく食べることができるといえます。

このように、消費者が、食材や調理について工夫し、日々の食生活で実践することによって食品ロスを減らすことができます。

<消費者庁のキッチン>

消費者庁では、「食材を無駄にしないレシピ」を広く伝えるため、料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」において、野菜の皮や茎を活用したレシピや余った料理をアレンジしたリメイクレシピ等の食品ロスの削減につながるレシピ、食材の保存方法等を紹介しています。これまでに、各地方公共団体や、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、全国生活学校連絡協議会等の協力を得て、681のレシピを掲載しており（2020年3月末時点）、引き続き食品ロス削減レシピを募集しています。

3. エシカル消費

日本経済において家計消費は名目国内総生産(GDP)の約54%と過半数を占めています。全ての人が消費者であり、消費者は自らの消費行動が社会に大きな影響を与えるという自覚を持ち、自らの行動が結果的に消費サイドから供給サイドを動かす要因となり得ることを認識し、行動することが重要です。これは、まさに「消費者市民社会」の実現を支える考え方といえます。

持続可能な社会を実現するためには、消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践していくことが欠かせません。

エシカル消費を実践していくことは、社会的課題の解決に資するだけでなく、消費者にとっても身の回りにある「安さ」や「便利さ」等に隠された社会的費用といった背景や影響を意識することにつながります。

<エシカル甲子園>

エシカル消費に係る消費者庁の取組の一つとして昨年徳島県及び徳島県教育委員会と共催したエシカル甲子園について紹介します。

エシカル甲子園は、エシカル消費の推進に積極的

に取り組んでいる高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(3年次まで)の生徒を対象に、日頃取り組んでいるエシカル消費の推進に関する活動や学習の成果、今後の展望等について発表する場を設け、その中から特に優れたものを表彰し、取組の機運を後押しすることを目的として企画したものであり、2019年12月27日に記念すべき第1回目として「エシカル甲子園2019～私たちが創る持続可能な社会～」を開催いたしました。

第一次選考の書類審査では全国より70校の参加申込みがあり、厳正な審査の結果、北海道・東北ブロックからは市立札幌大通高等学校、甲信越・北陸ブロックからは長野日本大学高等学校、関東ブロックからは埼玉県立皆野高等学校、東海ブロックからは愛知県立愛知商業高等学校、近畿ブロックからは和歌山県立神島高等学校、中国ブロックからは宇部フロンティア大学付属香川高等学校、四国ブロックからは愛媛県立三崎高等学校、九州・沖縄ブロックからは博多女子高等学校、開催県枠として徳島県立徳島商業高等学校及び徳島県立阿南支援学校、審査委員特別枠として香川県立坂出商業高等学校及び徳島県立城西高等学校の計12校が本選へ参加しました。

本選はそれぞれの取組に関するプレゼンテーショ

図5 エシカルリーフレット



ン審査で、発表からその後の審査委員との質疑応答も含め、全て参加した生徒自身が行いました。

顕著に優れた発表を行った学校に贈られる「内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞」は、カンボジア農家からヤシ砂糖を買い取り、それを使ったお菓子をカンボジアの生徒と共同開発するなど、フェアトレードに関する活動について発表した徳島県立徳島商業高等学校が受賞しました。また、放置された竹林の再生という地域課題解決のため、竹を原料とした竹紙づくり、竹パウダーを使った堆肥づくりや米作り等の取組について発表した徳島県立阿南支援学校が「消費者庁長官特別賞」を、地元への人材の定着率向上のため、衣食住の観点から伝統文化裂織りの復活、橙を使った商品開発、防災本の作製等の取組について発表した愛媛県立三崎高等学校が「徳島県知事賞」を、養蜂を校舎の屋上で行い、採れたはちみつ「徳川はちみつ」を商標登録し、地域のブランド化を目指すなどの取組について発表した愛知県立愛知商業高等学校が「徳島県教育委員会教育長賞」を、SDGs及びフェアトレードを題材とした教材開発、地元産業と連携した商品開発やエコラップの制作販売等の取組について発表した市立札幌大通高等学校が「日本エシカル推進協議会会長賞」をそれぞれ受賞しました。

惜しくも受賞はなかったものの、様々なイベントで、フェアトレード商品の紹介・販売を行った取組等について発表した長野日本大学高等学校、地域で発生している野生鳥獣による深刻な農作物被害の解決に向け、ジビエを活用した商品開発・販売活動等の取組について発表した埼玉県立皆野高等学校、和歌山の山林資源を次世代に引き継ぐため、紀州材の

肌触りを活かしたバンカーリング等を作成するなどの取組について発表した和歌山県立神島高等学校、生ごみなどの廃棄量を減らすため、食品ロス管理アプリやオリジナル「食材管理表」の開発・活用等の取組について発表した宇部フロンティア大学附属香川高等学校、地域の竹林問題解決のため、糸島産メンマを取り上げ、メンマが主役のお菓子を開発するなどの取組について発表した博多女子高等学校、模擬株式会社形式の販売実習として、地元企業と開発した地産の商品を地元商店街で販売するなどの取組について発表した香川県立坂出商業高等学校、校内農産物販売所「そよかぜ」にて、エシカル消費の認知度70%を目指した取組について発表した徳島県立城西高等学校、参加した全ての学校の取組はどれもとても素晴らしいものでした。

また、エシカル甲子園は、全体の司会進行やタイムキーパーについても徳島県内の高校生が担当するなど、全体を通して次の世代を担う若者が活躍しました。多くの方々に御来場いただき、エシカル消費の取り組みを全国へ広く発信し、エシカル消費の普及・推進の機運を高めることができました。また、参加した各校の生徒同士での交流もあり、エシカル消費という一つの繋がりが全国に広がる良い機会になりました。

なお、エシカル甲子園は「エシカル甲子園2020～私たちが創る持続可能な社会、そして今できること～」のタイトルにて今年度も開催予定です。詳細は徳島県ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/5038658>

図6 エシカル甲子園

